

公示第111号

一部改正 平成25年10月10日 公示第54号

一部改正 令和元年9月17日 公示第49号

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準及び処理期間について

標記について、下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

北陸信越運輸局長 園田 良一

記

1. 審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け 公示第110号）及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の別紙1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。

2. 標準処理期間

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の標準処理期間については、次のとおりとする。

- | | |
|--|-------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～5ヶ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | 4～6ヶ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可（特別積合せ貨物運送及び貨物自動車利用運送に係るものを除く。）
（運輸支局長権限に係るもの） | 1～3ヶ月 |

(その他のもの)	1～4ヶ月
(4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 (大臣権限に係るもの)	2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～4ヶ月
(5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可	1～4ヶ月
(6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 (大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 (大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 (大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可	2ヶ月
(10) 特定貨物自動車運送事業の許可	2～4ヶ月
(11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	1～3ヶ月
(12) 運輸支局長から地方運輸局長への進達	5～10日
(13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	2ヶ月

3. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則

1. この公示は、平成15年4月1日から適用する。
2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」(平成14年7月1日付け北陸信越運輸局長公示第29号(以下「旧公示」という。))は、平成15年3月31日限りで廃止する。ただし、平成15

年3月31日までに当局管内の運輸支局において受理した事案の標準処理期間については、なお、旧公示によるものとする。

附 則（平成25年10月10日付け公示第54号で一部改正）

1. この公示は、平成25年10月10日から適用する。

附 則（令和元年9月17日付け公示第49号で一部改正）

1. この公示は、令和元年11月1日から適用する。